

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に係る面会に関するお願い

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）については、各地域で感染が蔓延しており、未だ治療方法が確立していないことから利用者、ご家族のみなさまもご不安なことと存じます。特に、高齢者や基礎疾患を有するかたについては重症化することが分かっており、外部の方々との接触による感染は避けなければなりません。

今般、「緊急事態宣言」は解除されるに至りましたが、私共の施設では、感染拡大を最大限防止する観点から、引き続き、面会制限へのご協力をお願いしております。

なお、お看取り等の場合であって、一定の条件を満たす場合は例外的に面会対応を検討しますので、ご相談ください。

厚生労働省から示されている面会時の対応

「社会福祉施設等(入所施設・居住系サービスに限る。)における感染拡大防止のための留意点について」
(令和2年4月7日介護保険最新情報 vol.808 厚生労働省結核感染症課ほか)

1. 面会については、感染経路の遮断という観点から、緊急やむを得ない場合を除き、制限すること。テレビ電話等の活用を行うこと等の工夫をすることも検討すること。面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。

